

(趣旨)

第1条 この規則は、瀬戸市市税条例(昭和40年瀬戸市条例第6号。以下「条例」という。)第51条、第71条並びに第89条及び第90条の規定に基づき、市民税、固定資産税(条例第146条の規定により固定資産税と併せて賦課徴収する都市計画税を含む。以下同じ。)及び軽自動車税の減免に関し必要な事項を定めるものとする。

(昭62規則11・全改、平29規則26・令元規則18・令8規則4・一部改正)

(市民税の減免)

第2条 条例第51条第1項の規定により、市民税の納税義務者が次の表の減免対象者の欄に掲げる者に該当し、同表の減免申請期日の欄に掲げる期日までに同条第2項の規定による申請をした場合においては、市長は、必要があると認めるときに限り、その者に対し、その者に課する市民税額からそれぞれ同表の減免額の欄に掲げる額を減免する。

番号	減免対象者	減免額	減免申請期日
(1)	賦課期日現在において、負傷若しくは疾病により市民税の納税義務を負わない夫又は市民税の納税義務を負わない <u>地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)</u> 第292条第1項第10号に規定する障害者(以下「障害者」という。)である夫と生計を一にする妻で、前年中における総所得金額、退職所得金額(分離課税に係る所得割の課税標準となる額以外の額とする。以下本表において同じ。) <u>及び山林所得金額の合計額(以下「総所得金額等」という。)</u> が <u>法第295条第1項第2号</u> に規定する額以下の者	税額(分離課税に係る所得割の額以外の額とする。以下本表において同じ。) <u>の2分の1に相当する額</u>	減免の理由が発生した日以後最初に到来する納期限と当該減免の理由が発生した日から30日を経過する日とのいずれか遅い日
(2)	賦課期日現在において、 <u>所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第32号</u> に規定する勤労学生である者	税額の全部	
(3)	6月30日(<u>所得税法第2条第1項第35号</u> に規定する特別農業所得者にあつては、10月31日)現在において、前年中における総所得金額が250万円以下で当該年中における総所得金額の見込額が前年中における総所得金額の2分の1以下に減少すると認められる者。ただし、令和2年度分に限り、当該年中における総所得金額の見込額は、令和元年12月31日において適用されていた <u>所得税法</u> その他の所得税に関する法令等で定めるところにより算定するものとする。	前年中における総所得金額から当該年中における総所得金額の見込額を控除した金額を前年中の総所得金額で除して得た割合を前年中の総所得金額に対する所得割額に乗じて得た額の2分の1に相当する額。ただし、令和2年度分に限り、当該年中における総所得金額の見込額は、令和元年12月31日において適用されていた <u>所得税法</u> その他の所得税に関する法令等で定めるところにより算定するものとする。	
(4)	負傷又は疾病により6月以上の療養を要する者(継続して6月以上療養中の者を含む。) <u>で、前年中における総所得金額等が250万円以下のもの</u>	税額のうち、減免の理由が発生した日から当該減免の理由が消滅した日までの間に到来する納期に係る納付額(特別徴収に係る減額については、減免の理由が発生した日の属する月の翌月から当該減免の理由が消滅した日の属する月までの月割額)の全部	
(5)	<u>生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条</u> に規定する生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助又は介護扶助を受ける者	税額のうち、当該扶助を受けることとなつた日から当該扶助を受けなくなつた日までの間に到来する納期に係る納付額(特別徴収に係る税額にあつては、当該扶助を受けることとなつた日の属する月の翌月から当該扶助を受けなくなつた日の属する月までの月割額)及び当該扶助を受けている期間に徴収されるべき分離課税に係る所得割の額の合計額の全部	
(6)	<u>雇用保険法(昭和49年法律第116号)第10条</u> に規定する求職者給付の受給資格を有する者で、前年中における総所得金額が250万円以下のもの	<u>雇用保険法第13条</u> に規定する基本手当の受給資格を有する者	税額のうち、当該基本手当の支給を受けることとなつた日から当該基本手当の支給を受けなくなつた日までの間に到来する納期に係る納付額の全部
		<u>雇用保険法第37条の3</u> に規定する高年齢求職者給付金の受給資格を有する者	税額のうち、 <u>雇用保険法第37条の4第5項</u> の規定により失業の認定を受けた日から <u>同条第1項</u> に規定する日数分を経過する日までの間に到来する納期に係る納付額の全部

		雇用保険法第39条に規定する特例一時金の受給資格を有する者	税額のうち、雇用保険法第40条第3項の規定により失業の認定を受けた日から同条第1項に規定する日数分を経過する日までの間に到来する納期に係る納付額の全部	
		雇用保険法第45条又は第53条に規定する日雇労働求職者給付金の受給資格を有する者	税額のうち、当該日雇労働求職者給付金の支給を受けることとなつた日から当該日雇労働求職者給付金の支給を受けなくなつた日までの間に到来する納期に係る納付額の全部	
(7)	賦課期日後に死亡した者		税額のうち、死亡後到来する納期に係る納付額の2分の1に相当する額(その額が5万円を超えるときは、5万円)	
(8)	公益社団法人及び公益財団法人で、 <u>地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第47条</u> に規定する収益事業(以下この表において「収益事業」という。)を営まないもの		均等割額の全部	<u>条例第48条第1項</u> の規定による申告期日
(9)	<u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項</u> の認可を受けた地縁による団体で収益事業を営まないもの		均等割額の全部	
(10)	<u>特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項</u> に規定する法人で収益事業を営まないもの		均等割額の全部	
(11)	前各号に定めるもののほか、市長が特に必要があると認める者		市長が必要と認める額	市長が指定する日

2 同一人が前項の表に掲げる第1号から第4号まで及び第11号の規定のうち2以上に該当する場合においては、当該各号のうち、減免額が最も多いものにのみ該当するものとし、当該規定を適用する。

3 条例附則第16条の3、第16条の4、第17条、第18条、第19条、第19条の2又は第20条の規定の適用を受ける者については、第1項の表第1号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額、法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額、法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同表第3号及び第6号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額、法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額、法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額の合計額」と読み替えて第1項の規定を適用する。

4 第1項の表第2号の規定によつて市民税の減免を受けようとする者については、その者に係る条例第36条の2第1項の申告書又は法第317条の6第1項の給与支払報告書の提出があつた場合においては、条例第51条第2項の規定にかかわらず、同項の申請書の提出があつたものとみなす。

(昭41規則9・昭42規則2・昭42規則22・昭43規則7・昭44規則19・昭45規則11・昭46規則12・昭47規則18・昭48規則28・昭52規則10・昭57規則14・昭61規則3・昭62規則1・昭62規則11・平2規則5・平7規則5・平8規則28・平12規則6・平18規則17・平29規則7・平29規則26・平30規則22・令2規則4・一部改正)

(災害による市民税の減免)

第3条 条例第51条第1項第5号に規定する災害により被害を受けた者が、次の表の減免対象者の欄に掲げる者に該当し、災害が発生した日以後最初に到来する納期限と当該災害が発生した日から30日を経過する日とのいずれか遅い日までに同条第2項の規定による申請をした場合においては、その者に課する市民税額(分離課税に係る所得割の額以外の額とする。)から災害の日の属する年度(その翌年度の賦課期日以後に災害が発生した場合においては、当該災害が発生した日の属する年度及びその翌年度)において、当該災害が発生した日以後到来する2以内の納期に係る納付額(特別徴収に係るものにあつては、当該災害が発生した日の属する月の翌月以降6月分以内の月割額)にそれぞれ同表の減免率の欄に掲げる率を乗じて得た額を減免する。

番号	減免対象者	減免率
(1)	障害者となつた者	10分の9
(2)	自己(その者の同一生計配偶者及び扶養親族を含む。以下同じ。)が所有し、かつ、居住の用に供する住宅又は家財について生じた損害金額(保険金、損害補償金等	前年中における総所得金額等が500万円以下のもの 2分の1

	により補填される金額を除く。以下同じ。)が、その住宅又は家財の価額の10分の3以上10分の5未満の者	前年中における総所得金額等が500万円を超え750万円以下のもの	4分の1
		前年中における総所得金額等が750万円を超え1,000万円以下のもの	8分の1
(3)	自己が所有し、かつ、居住の用に供する住宅又は家財について生じた損害金額が、その住宅又は家財の価額の2分の1以上の者	前年中における総所得金額等が500万円以下のもの	全部
		前年中における総所得金額等が500万円を超え750万円以下のもの	2分の1
		前年中における総所得金額等が750万円を超え1,000万円以下のもの	4分の1

2 同一人が前項の表各号の2以上に該当する場合においては、当該各号のうち、減免額が最も多いものにのみ該当するものとし、当該規定を適用する。

3 前2項の規定にかかわらず、市民税の納税義務者が災害により死亡した場合においては、当該災害が発生した日の属する年度(その翌年度の賦課期日以後に災害が発生した場合においては、当該災害が発生した日の属する年度及びその翌年度)において、当該災害が発生した日以後到来する納期に係る納付額(特別徴収に係るものにあつては、当該災害が発生した日の属する月の翌月以降の月割額)の全部を減免する。

(昭57規則14・全改、昭60規則9・平7規則5・平29規則26・平30規則8・令元規則18・一部改正)